2020年5月12日

保護者の皆様へ

二子山幼稚園　園長
今井　啓太

令和元年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第１４条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された１人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和元年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）
「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（１人あたり）

１号認定

支給月	４歳以上	３歳	満３歳
4月	41,510	57,490	57,490
5月	41,490	57,470	105,740
6月	41,480	57,460	105,730
7月	41,380	57,360	105,630
8月	41,310	57,290	105,560
9月	41,310	57,290	105,560
10月	41,560	57,560	105,890
11月	41,600	57,600	105,930
12月	41,600	57,600	105,930
1月	41,560	57,560	105,890
2月	41,550	57,550	105,880
3月	44,990	60,990	109,320

（給付対象期間2019年4月～2020年3月）

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（１人あたり）

２・３号認定
標準時間

支給月	４歳以上	３歳	１・２歳	0歳
4月	65,020	80,540	131,410	210,360
5月	64,830	80,350	131,220	210,170
6月	64,830	80,350	131,220	210,170
7月	64,830	80,350	131,220	210,170
8月	64,560	80,080	130,950	209,900
9月	64,490	80,010	130,880	209,830
10月	60,180	75,720	131,150	210,200
11月	60,080	75,620	131,050	210,100
12月	60,050	75,590	131,020	210,070
1月	60,050	75,590	131,020	210,070
2月	60,050	75,590	131,020	210,070
3月	65,170	80,710	136,140	215,190

２・３号認定
短時間

支給月	４歳以上	３歳	１・２歳	0歳
4月	57,280	72,800	123,670	202,620
5月	57,090	72,610	123,480	202,430
6月	57,090	72,610	123,480	202,430
7月	57,090	72,610	123,480	202,430
8月	56,820	72,340	123,210	202,160
9月	56,750	72,270	123,140	202,090
10月	52,430	67,970	123,400	202,450
11月	52,330	67,870	123,300	202,350
12月	52,300	67,840	123,270	202,320
1月	52,300	67,840	123,270	202,320
2月	52,300	67,840	123,270	202,320
3月	57,420	72,960	128,390	207,440

（給付対象期間2019年4月～2020年3月）